

随意契約の公表に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、随意契約手続の一層の透明性を確保するため三田市(以下「市」という。)が締結した随意契約の状況を公表することについて必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 随意契約の公表は、市の支出の原因となった契約で、1件300万円(単独随意契約にあつては100万円)以上のもの及び契約担当課が実施した物品(印刷製本を含む。)の購入に係るものとする。ただし、不動産の買入れ、借入れその他公表することにより個人が特定されるものを除く。

(公表事項)

第3条 この要綱により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業所管課
- (2) 契約名
- (3) 契約案件の概要
- (4) 契約締結日
- (5) 契約期間
- (6) 契約の相手方
- (7) 契約金額
- (8) 随意契約とした理由
- (9) 随意契約とした法令根拠

(公表の方法及び時期等)

第4条 随意契約の結果は、事業所管課において契約後速やかに随意契約結果表により市ホームページに公表するほか、事業所管課及び契約担当課において閲覧に供することとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(公表日の特例)

2 この要綱の施行後、次の各号に掲げる期間に締結した契約の公表日は、第4条の規定にかかわらず、当該各号に定める日とする。

(1) 平成20年4月1日から平成20年9月30日までに締結した契約 平成20年10月31日

(2) 平成20年10月1日から平成20年10月31日までに締結した契約 平成20年11月1日

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、平成25年10月1日以降に締結された契約について適用する。